■ 豊島区スポーツ推進条例（素案）

（前文）

スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）前文には「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と記されている。スポーツは、心身の健康を育み、生きがいと幸福を実感できる豊かな生活を支えるとともに、人と人との交流を促進し、地域社会に活力と連帯をもたらすものである。また、スポーツは、「する」「みる」「ささえる」ことに加え、人々が「集う」「つながる」契機となり、多様な価値観を認め合う共生社会の実現に重要な役割を果たしている。

令和７年のスポーツ基本法改正においては、スポーツを通じたウェルビーイングの向上、地域振興、健康長寿社会の実現及び共生社会の形成が新たに重要な理念として位置付けられた。スポーツは、年齢、性別、障害の有無その他の事情にかかわらず、全ての人が参加し、互いにつながり合うことのできる社会的基盤である。

豊島区は、多様な文化と人々が集う国際性豊かな都市として発展してきた。一方で、少子高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化、健康課題の多様化、気候変動への対応など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化している。

このような中、区民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに親しみ、互いを尊重し支え合いながら、健康で活力ある生活を営むことのできる地域社会を築くことが求められている。そのためには、区、区民、学校、関係団体、事業者その他関係する全ての者が連携し、誰もがそれぞれの状況に応じてスポーツを楽しむことができる環境を整備していくことが望まれている。

ここに豊島区は、スポーツの持つ力を生かし、区民のウェルビーイングの向上と未来に向けた持続可能で活力ある地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、スポーツの推進に関し基本理念を定め、豊島区（以下「区」という。）、区民、学校、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、区民の心身の健康の保持増進及びウェルビーイングの向上、子供の健全な心身の育成、共生社会の実現並びに地域社会の活性化を図り、もって豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　スポーツ　競技スポーツのほか、健康づくり及び介護予防のための運動、日常生活における意識的な身体活動並びにレクリエーションその他自発的に楽しむ運動をいう。

（２）　区民　区の区域内（以下「区内」という。）に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。

（３）　関係団体　区内のスポーツ活動、レクリエーション活動その他スポーツの推進に関する活動を行う団体及びこれらの団体の連合体をいう。

（基本理念）

第３条　スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

（１）　全ての区民が、生涯にわたりスポーツに親しむことができること。

（２）　子供の体力づくり及び健全な心身の育成が図られること。

（３）　スポーツを通じて健康づくり及び介護予防が推進されること。

（４）　スポーツを通じて地域のつながり、多文化共生及び相互理解が促進されること。

（５）　スポーツを活用し、にぎわいの創出及び都市の魅力向上に資すること。

（６）　年齢、性別、障害の有無その他の事情にかかわらず、全ての人がそれぞれの状況に応じてスポーツに参加

できる環境が確保されること。

（区の責務）

第４条　区は、前条の基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

２　区は、デジタル技術の進展を踏まえ、多様なスポーツへの参加機会の創出及び充実に努めるものとする。

（区民の役割）

第５条　区民は、スポーツに関する理解を深め、それぞれの状況に応じて「する」「みる」「ささえる」とともに「集う」「つながる」ことでお互いを尊重し健康で活力ある地域社会を築くよう努めるものとする。

（関係団体等の役割）

第６条　関係団体、学校及び事業者は、それぞれの特性を生かし、区と連携して、スポーツ活動の機会の提供及びスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めるものとする。

（子供のスポーツ活動の推進）

第７条　区は、子供の体力づくり及びスポーツに親しむ機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　区は、学校、家庭及び関係団体と連携し、子供のスポーツ活動の推進に努めるものとする。

３　区は、学校におけるスポーツ活動と地域におけるスポーツ活動との連携及び充実に努めるものとする。

（スポーツ環境の整備）

第８条　区は、区民がその状況に応じて安全かつ身近にスポーツに親しむことができるよう、施設の整備及び有効活用その他必要な環境の整備に努めるものとする。

（多様な主体への配慮）

第９条　区は、年齢、性別、障害の有無その他の事情にかかわらず、全ての人がそれぞれの状況に応じてスポーツに参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

（指導者等の育成）

第１０条　区及び関係団体は、スポーツの指導、支援その他スポーツ活動の推進を担う人材の育成及び確保に努めるものとする。

２　区及び関係団体は、スポーツ活動における暴力、ハラスメントその他の不適切な行為の防止に資するよう、必要な啓発その他の取組に努めるものとする。

（計画の策定）

第１１条　区は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツ推進に関する計画を策定するものとする。

２　区は、前項の計画を策定し、又は変更するに当たっては、区民及び関係団体の意見を反映するよう努めるものとする。

３　区は、第１項の計画を策定し、又は変更したときは、その内容を議会に報告するものとする。

（施策の実施状況の公表等）
第１２条　区は、前条第１項の計画に基づく施策の実施状況について検証を行い、その結果を公表するとともに、議会に報告するものとする。

（財政上の措置）
第１３条　区は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（関係機関との連携）
第１４条　区は、国、東京都、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、スポーツの推進に取り組むものとする。

（推進体制）
第１５条　区は、スポーツの推進に関する施策を効果的に実施するため、庁内の連携体制その他必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（委任）
第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則
（施行期日）
１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（検討）
２　この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。